平成２８年（フ）第３９２５号
大阪市平野区喜連東３－３－29　インペリアル平野406号室、住民票上の住所大阪府堺市南区三原台３丁１番16―1102号
債務者　浅井　良亮
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９３４号
大阪府枚方市大峰元町２丁目３番３号、住民票上の住所大阪府枚方市長尾元町６丁目36番５号
債務者　髙橋　尚也
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３８５号
大阪市城東区今福西５丁目９番５号
債務者　松阪　敏江
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４９６号
大阪府吹田市山田東１丁目12番26号　（６ゴウ）
債務者　古久保昌也
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４６０２号
大阪府寝屋川市日之出町21番21号（103号）、前住所大阪府寝屋川市中木田町16番17号（301号）
債務者　今井光男こと　今井　光男
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９５号
奈良県北葛城郡王寺町王寺２丁目４番13―603号
債務者　千石　淳子（旧姓力田）
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１９９号
奈良県大和高田市土庫２丁目７番３号　ウィング高田北側101号
債務者　森本美智代
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１１０号
山口県山陽小野田市大字西高泊1237番地57
債務者　永吉　皆枝
1　決定年月日時　平成28年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第１４８号
釧路市川北町３番1505号
債務者　渡邊　寿子
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１７９号
釧路市愛国東１丁目１番５号　伊深マンション201号
債務者　安藤　洋美
1　決定年月日時　平成28年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第４４号
岐阜県飛騨市宮川町西忍1285番地
債務者　佐藤　弘子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第２０６号
三重県鈴鹿市東旭が丘１丁目10番５号　ハイツエスペランサ101号室
債務者　龝田　　渉
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第７７２号
神戸市灘区浜田町３丁目３－３　メゾンドグランメール103号室、住民票上の住所神戸市灘区灘北通７丁目４番15号　清水コーポ206号室
債務者　高橋　拓也
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８７２号
神戸市東灘区甲南町１丁目２番６―601号
債務者　大江堅太郎
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８９１号
兵庫県三田市高次２丁目１番25号親和ハイツ302号
債務者　石井　卓代
1　決定年月日時　平成28年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１６号
鳥取県鳥取市東今在家270―13　ＥｖｅｒｇｒｅｅｎⅧ　101号室、住民票上の住所鳥取県鳥取市国安206番地の１
債務者　奥田　詠美
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５４号
愛媛県松山市萱町５丁目10―18　サーパス萱町公園201号
債務者　大川　雅子
1　決定年月日時　平成28年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
松山地方裁判所民事部